

令和3年第12回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和3年12月10日（金） 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所43号会議室

出席委員 14人

内田 浩明（会長）
古城 義郎（副会長）
尾上 光洋
田上 慎一
濱田 陽子
丸木 義寛
濱崎 仁道
畑田 香織
松岡 秀一
上田 清史
福田 榮一
大園 正道
齊藤 健
前田 真也

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔
次長 田中 雅之
書記 坂西 正光
書記 平田 龍朗

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）

議案第58号 事業計画変更承認申請について

議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

議案第60号 荒廃農地の非農地化について

報告第34号 農地改良届について

報告第35号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第36号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第37号 許可不要転用届について

報告第38号 時効取得を原因とする農地の所有権移転について

報告第39号 許可書返納届について

第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和3年第12回総会を開催致します。本日は14名中14名出席ですので総会は成立しています。本日は議題6件、報告事項6件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第55号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請及び関連する報告第37号 許可不要転用届について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議題に入る前に令和3年第11回総会議案第52号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定についての受付番号2について議案書の訂正をお伝えいたします。議案書では賃貸借契約期間を15年11ヶ月としておりましたが、正しくは15年でした。つきましては、議決事項につきましても訂正をさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

（事務局説明）

議案第55号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請及び関連する報告第37号 許可不要転用届についてです。

1件です。

受付番号1

（申請人）埼玉県新座市野火止一丁目の個人 外2名

（土地の所在地）川登の畑、面積332㎡

（転用目的）宅地拡張で、第1種農地[例外規定の既存拡張]

申請人は昨年、申請地を含めた土地の相続を受けており、土地の売却を検討していたところ、相続を受けた宅地に建設されている農業用倉庫の一部が申請地側へ越境していることが判明したため、本申請に至ったものです。申請地は法面を含み、法面を除いた部分を農業用倉庫として利用する計画です。倉庫のため給水、生活雑排水・汚水はありません。雨水は自然浸透による敷地内処理を行う計画であり、隣接農地への営農には影響ないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

当案件に関連して、**報告第 37 号 許可不要転用届**について報告します。届出なく農地に農業用倉庫が建設されており、始末書添付の上届出がなされているものです。倉庫の面積が農業用倉庫建設に係る許可不要転用届の面積上限内に収まることを確認しています。

議案第 55 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請及び関連する報告第 37 号 許可不要転用届については以上です。御審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

委員 事務局の説明にあったとおり、申請地を売却されるもので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連する議案第 58 号 事業計画変更承認申請**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連する議案第 58 号 事業計画変更承認申請についてです。

5 件です。

受付番号 1

(譲渡人) 荒尾市荒尾の個人

(譲受人) 荒尾市東屋形四丁目の個人

(土地の所在地) 東屋形四丁目の畑、面積 308 m²

(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

申請地は住宅街の中にある住宅と道路に囲まれた農地で、申請地には一般住宅を建設する計画です。給水は市上水道、生活雑排水・汚水は市下水道に接続、雨水は敷地内に集水枡を設置し西側道路側溝に放流する計画です。住宅街のため隣接農地はありません。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

(譲渡人) 荒尾市下井手の個人

(譲受人) 荒尾市下井手の個人

(土地の所在地) 下井手の畑、面積 346 m²

(転用目的) 駐車場及び資材置場で、第 3 種農地

申請地は、令和 3 年第 11 回総会において駐車場及び資材置場としての転用を許可した土地に隣接する農地で、前回の申請地だけでは事業地が不足するため事業計画変更承認申請と併せて当申請がなされているものです。申請地への進入は譲受人所有地を通行することで可能になるもので、既に通路が造られています。

当案件に関連して、**議案第 58 号 事業計画変更承認申請**について説明いたします。

全 2 件中の 1 件です。

受付番号 1

(申請人) 荒尾市下井手の個人

(土地の所在地) 下井手の畑、面積 447 m²

事業計画変更の内容は、既に転用許可をしている農地に議案第 56 号の受付番号 2 で申請されている農地を事業面積に加えたことにより、駐車場が 3～5 台から 9 台、資材置場及び旋回スペースとして利用する面積が増えたもので、駐車場及び資材置場のため給水、生活雑排水・汚水はありません。雨水は自然浸透する計画で、隣接農地への営農に影響はないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 3

(譲渡人) 荒尾市宮内の個人、荒尾市宮内の個人
(譲受人) 荒尾市宮内の法人
(土地の所在地) 宮内の畑、面積 81 m² 外 1 筆 合計 214 m²
(転用目的) 駐車場で、第 3 種農地

申請地は、譲受人が営む店舗の近くにある農地です。既に工事を着工していますが、許可を受けるまで工事は中断されており、許可前の着工について始末書が添付されての申請です。申請地は店舗の来客用駐車場 7 台分として利用する計画です。駐車場のため給水、生活雑排水・汚水はありません。雨水は自然浸透及び北西側道路側溝に排水する計画で、隣接農地への営農に影響はないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 4

(譲渡人) 荒尾市万田の個人
(譲受人) 荒尾市万田の個人
(土地の所在地) 万田の畑、面積 265 m²
(転用目的) 宅地拡張で、第 3 種農地

申請地は譲受人の自宅に隣接する農地で、駐車場 2 台分と巡回スペース及び家庭菜園・花壇として利用する計画です。譲渡人も申請地の隣接地に居住していますが、申請地との間には段差があり利用しづらいため譲受人に売却されるものです。駐車場等としての利用のため給水、生活雑排水・汚水はありません。雨水は自然浸透する計画です。隣接農地とは段差があるうえ、境界ブロックが設置されており営農に影響はないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 5

(譲渡人) 荒尾市野原の個人、福岡市中央区小笹四丁目の個人
(譲受人) 荒尾市東屋形一丁目の法人
(土地の所在地) 野原の田、面積 1,263 m² 外 3 筆 合計 3,694 m²
(転用目的) 建売住宅、広場及び道路で、第 2 種農地

申請地は荒れた農地で、隣接地は農地転用され住宅が建設されています。申

請地には建売住宅 11 棟、広場及び道路を建設する計画で、給水は上水道、生活雑排水・汚水は市下水道に接続、建物敷地内の雨水は浸透枡により処理、道路部分の雨水は新設する側溝へ排水する計画です。

事業面積が 1,000 ㎡を超えるため都市計画法に基づく開発許可が必要ですが、当市所管課とは協議済みで、県景観建築課への許可申請も併せて行われています。また、道路建設については、市が所有する水路の上を通る計画ですが、建設する道路は市に帰属する計画で、このことについては当市所管課と協議済みで、事前許可は必要ないものです。また、事業地に占める農地面積が 3,000 ㎡を超えることから、農地法により熊本県農業会議の意見聴取が必要であり、常設審議委員会にて審議されるものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連する議案第 58 号 事業計画変更承認申請については以上です。御審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 **委員**

申請地は住宅街の中にある農地ですので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 2 及び議案第 58 号 受付番号 1

委員 申請地は前回転用許可をした土地に隣接する農地です。農地として残っていた申請地を購入されることで、土地の有効活用につながると思いますので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありま

せんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 3 委員

申請地の 1 筆は既に着工している状態で作業が中断されています。もう 1 筆は家庭菜園が行われていました。申請地の周囲は道路であり、始末書も添付されていますので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 4 委員

周辺は住宅地として開発されており問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号 5 委員

申請地の西側には田があり、事業地に水路が通っていますので、隣接農地の営農及び水路の利用に影響が出ないよう注意するように行政書士から譲受人に伝えるよう依頼しています。何か支障が生じた際は、譲受人により対処することでしたので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。

委員 事業地における農地面積が 3,000 m²を超える際は熊本県農業会議の常設審議委員会に諮ることになりますが、本市農業委員会から審議委員を選出する場合もあります。また、1,000 m²を超えると都市計画法上に基づく開発許可が必要なことと併せて御承知いただきますよう委員の皆様をお願いします。

議長 ありがとうございます。他に御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請についてです。

2 件です。

受付番号 1

(貸出人) 荒尾市下井手の個人

(借受人) 荒尾市川登の法人

(土地の所在地) 下井手の田、面積 1,004 m² 外 1 筆 合計 1,965 m²

(転用目的) 資材置場、駐車場及び事務所で、第 3 種農地

貸出人が所有する宅地と申請地を合わせて、借受人が営む法人の事業に関する資材置場、従業員駐車場 4 台分、作業車駐車場 3 台分及び休憩所・事務所として使用する計画です。賃貸借契約期間は 10 年間で、賃料は申請地と宅地を合わせて月額 30,000 円です。資材置場等のため給水、生活雑排水・汚水はありません。また、雨水は自然浸透及び北側既存側溝に排水する計画です。東側の隣接農地との境界にはコンクリートブロックが設置されており、営農に影響はないものです。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

(貸出人) 荒尾市一部の個人

(借受人) 荒尾市一部の法人

(土地の所在地) 一部の田、面積 88 m²

(転用目的) 車両置場で、第 2 種農地

申請地は、令和 3 年第 11 回総会において車両置場としての転用を許可した土地に隣接する農地であり、既に譲受人が営む事業の車両置場として使用されているもので始末書が添付されての申請です。前回審議の際は、水路の占有について市所管課に許可申請中でありましたが、現在は占有許可を受けています。車両置場のため給水、生活雑排水・汚水はありません。雨水は浸透枡を設置し地下浸透にて処理する計画で、賃貸借契約期間は 15 年で賃料は月額 35,000 円です。

なお、当案件に関連して、事業計画変更承認申請が提出されていますが、本事業は既に完了しており、承認は必要ないことを県に確認しております。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 委員

申請地は、接道の高さまで埋め立てられておりましたので始末書の添付が必要ではないかと思いましたが。隣接農地との境界は区切られており、埋め立てによる道路側溝への影響もなく問題ないと思います。

議長 この件について事務局は説明をお願いします。

事務局 申請地は以前、農地改良届提出のうえ盛土が行われており、周りの農地より高くなっております。改良後に耕作されていたものの、作物の生育がうまくいかず、その後、耕作されず荒れている状況であったものです。

委員 承知しました。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。

受付番号2 委員

申請地に隣接してため池がありますが、これは貸出人個人の所有地と確認しています。水路の占有についても市所管課の許可を得ており問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして**議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画についてです。今回は、令和3年12月15日公告予定です。今回が11回目の利用集積計画となっております。利用権再設定の5年の田が1,908㎡、所有権移転の田が5,666㎡、畑が1,290㎡、合計8,864㎡です。第1回からの合計は286,588㎡となっております。

1 件目

利用権設定

(貸し人) 福岡市早良区の個人

(借り人) 荒尾市平山の個人

(利用権を設定する土地) 下井手の田、面積1,908㎡

利用目的は米で、期間は令和3年12月15日から令和8年11月30日までの5

年間、借賃は1筆当り19,000円です。

2件目

所有権移転

(譲渡人) 熊本市北区植木町轟の個人

(譲受人) 荒尾市増永の個人

(所有権を移転する土地) 府本の畑及び田 面積 674 m² 外 5 筆 合計 6,956 m²

利用目的はさつま芋、かぼちゃ及び里芋で、所有権移転の時期は、令和3年12月20日で、対価は6筆合計で700,000円です。

議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可することに決定します。続きまして**議案第60号 荒廃農地の非農地化**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第60号 荒廃農地の非農地化についてです。本件につきましては、皆様の御協力のもと11月に非農地に相当すると事務局が判断した農地の現地確認をしていただいているものです。資料には地区ごとの筆、面積、所在地、地目及び所有者を記載しております。今回非農地判定を行う農地は、全部で109筆、面積は134,059 m²でございます。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。

委員 非農地化によって、今まで一団であった農地が分断され、農地種別の判定が変わってくる可能性があるため確認をよろしく申し上げます。

事務局 御意見のとおり農地種別の判定に影響がありますので確認を行いたいと思います。なお、現在転用の相談を受けた際には、あくまで現時点での判定であることを伝えております。

議長 ありがとうございます。他に御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは当議案について決定します。これで本日の審議は終わりました。報告事項について事務局より一括で説明をお願いします。

(事務局説明)

報告第 34 号 農地改良届について 6 件

受付番号 1 については、水はけを良くして水稻以外の作物を栽培するため盛土を行うもので、農地改良後はスイカ、かぼちゃ、メロンを栽培予定です。受付番号 2 から 6 については隣接する農地で、周辺の農地も農地改良届が提出されています。土地が低いため盛土を行うもので、改良後はにんにく及びじゃがいもを作付予定です。

議長 ありがとうございます。それでは、この件につきまして担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 **委員**

届出人は家の周囲の畑で耕作をしており、現在の家を建てるときもかつての家を解体して畑をされると言われるなど、まめに耕作をしている方です。届出地周辺は水の確保が難しく、畑としての利用が好ましいと思われます。隣接農地への影響はなく問題ないと思います。

受付番号 2 から 6 **委員**

以前から届出地の周辺では農地改良届が提出されています。現地を確認した時点では、まだ届出地には盛土は行われていませんでした。この地域では広範囲で盛土が行われており、利用目的も田から畑に変わっていますので、梅雨時期は水路への土砂流出には注意する必要があるかと思いますが、現時点では周辺への影響はないものと思われ問題ないと思います。

事務局 水路の確保については所管課と確認を行いたいと思います。

議長 ありがとうございました。審議はありませんが、御意見御質問を受付けます。何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

（事務局説明）

報告第 35 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について 2 件

報告第 36 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届けについて 1 件

報告第 37 号 許可不要転用届について 審議での報告分以外の 1 件

報告第 38 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転について 1 件

報告第 39 号 許可書返納届について 1 件

議長 ありがとうございました。審議はありませんが、御意見御質問を受付けます。何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

議長 それでは本日の議案はすべて終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局より事務連絡

- 農地意向カードについて
- 農業委員視察研修の日程について
- 令和 4 年荒尾市農業委員会総会開催予定について
- 令和 4 年第 1 回総会議案書の郵送予定日について
- 荒尾の魅力販売会について
- あらおレシピコンテスト投票へのご協力のお願について
- 全国農業新聞の普及について
- 農業委員会手帳の配布について
- 「のうねん」の配布について

委員 令和 4 年のスケジュールの中に若手農業者との意見交換会の計画をしていただきたいと思います。

事務局 近年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催できていませんでしたが、来年については開催時期を検討したいと思います。

議長 ありがとうございました。他に何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

議長 それでは、これをもちまして令和3年第12回総会を終了します。